

令和7年度第2回野田市国民健康保険運営協議会次第

日時 令和7年12月23日（火）

午後6時30分から

場所 市役所2階 中会議室1・2

1 開 会

2 議 題

（1）野田市国民健康保険保健事業について

（2）令和8年度国民健康保険料等について

3 閉 会

令和7年度第2回

野田市国民健康保険運営協議会資料

(令和7年12月23日開催)

野 田 市

議題（１） 野田市国民健康保険保健事業について

野田市国民健康保険保健事業について

市では、国民健康保険加入者の健康増進及び医療費を抑制するため、特定健康診査、若者健康診査、人間ドック検査費用助成、はり、きゅう、あん摩等施設利用助成など、保健事業の充実を図っている。

1 令和8年度の主な変更点について

特定健康診査・特定保健指導については、受診率、実施率向上を目的に受診及び利用勧奨の一部を委託する予定である。

特定健診については、「いつ、誰に、どのように」勧奨するべきなのかについて、対象者の分析をした上で、対象者の健康意識に合わせて最大7種のタイプに分類し、異なる内容・デザインのはがきを送付し未受診者勧奨を行う。また、実施事業については、結果分析や同規模自治体比較等の効果検証を、事業実施年度内に実施する。その他、経年比較と詳細分析による課題の明確化を行うことで、受診率向上へつなげていく。

特定保健指導については、未利用勧奨通知を対象者分析、特性（過去対象歴）に合わせ送り分け、効果検証を実施する。さらに、LINEによる健康サポートプログラムにより、無理のない生活習慣改善の目標を定期的にリマインドし、継続的な取り組みを促すことで、実施率向上を図りたい。

2 令和8年度の保健事業の内容及び概算金額

保健事業については、市報、ホームページでの広報や、公共施設等における周知ポスターの掲示など、積極的な周知活動を実施し、引き続き保健事業の充実を図る。

保健事業の内容	概算金額 (8年度予算額案)
1. 人間ドック検査費用の助成（助成額上限 25,000 円／件）	18,610,000 円
2. 特定健康診査の実施（被保険者の負担なし）	100,386,000 円
3. 特定健康診査の集団健診の実施 （特定健康診査集団健診に係る経費）	3,494,000 円
4. 若者健康診査の実施（被保険者の負担なし）	6,764,000 円
5. はり、きゅう、あん摩等施設利用助成（助成額 1,000 円／件）	5,592,000 円
合 計	134,846,000 円

議題（２） 令和８年度国民健康保険料等について

令和 8 年度国民健康保険料等について

1 国民健康保険料等の状況

令和 7 年度の保険料については、国民健康保険運営協議会での審議の結果、国が目指している令和 15 年度の県内市町村の保険料水準の完全統一を想定し、昨今の物価高騰の影響等も加味した上で、多様な角度から引上げ額の検討を行った結果、1 人当たり平均 8,000 円の引上げを行い、8 年度以降は 1 人当たり平均 8,000 円を基本に段階的に引き上げていくこととした。

保険料の引上げ方法については、国や県からの交付金の活用や、様々な世帯に配慮し、7 年度は一般会計から 4 億 7,790 万円の法定外の繰入れを実施した上で、医療分の被保険者均等割及び世帯別平等割を引き上げることとした。

引上げ額は、被保険者数が約 3 万人、加入世帯数が約 2 万世帯であることを踏まえ、被保険者均等割を 5,300 円、世帯別平等割を 4,200 円とし、総額約 2 億 4,000 万円、1 人当たり平均 8,000 円の引上げを行った。なお、保険料については、社会経済情勢等を考慮し、毎年度検証していくこととしている。

8 年度の保険料については、千葉県が示す事業費納付金の額及び標準保険料率等も見ながら検証を行う。

(1) 保険料率の推移の状況

平成 30 年度からの国民健康保険の広域化以前においては、流行性疾患などによる急激な保険給付費の増加に備えるため、国民健康保険財政調整基金が必要とされていたが、広域化により県が国保財政運営の責任主体となったことから、医療給付費の増加に伴うリスクを市町村が負う必要がなくなった。

このことから、財政調整基金を活用して平成 30 年度から令和 3 年度まで保険料率の引下げを行ってきたが、基金残高の減少に伴い令和 4 年度及び 5 年度は保険料率を据え置いた。

6 年度については、保険料水準の統一を見据え、本市の保険料と標準保険料との乖離の解消に向け、保険料を段階的に引き上げる方針とし、一般会計から 6 億 5,360 万円の法定外の繰入れを行った上で、所得基準に基づく軽減世帯に当てはまらない低所得世帯に配慮するため、均等割のみの引上げを行った。

7 年度については、一般会計から 4 億 7,790 万円の法定外の繰入れを実施した上で、医療分の被保険者均等割及び世帯別平等割の引上げを行った。

◇ 野田市の保険料率の推移

年度	医療分				後期支援分		介護分	
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割
平成22年度 ～ 29年度	7.16%	5.00%	26,200円	25,000円	1.84%	10,000円	1.50%	12,200円
平成30年度	5.50%	—	14,000円	34,000円	2.75%	11,800円	2.24%	13,300円
令和元年度	5.55%	—	10,800円	25,800円	2.90%	12,100円	2.07%	11,900円
令和2年度	5.55%	—	9,000円	24,600円	2.82%	11,600円	2.36%	12,600円
令和3年度 ～ 5年度	5.55%	—	8,400円	24,600円	2.82%	11,600円	2.36%	12,600円
令和6年度	5.55%	—	16,600円	24,600円	2.82%	12,900円	2.36%	12,600円
令和7年度	5.55%	—	21,900円	28,800円	2.82%	12,900円	2.36%	12,600円
6年度の 引き上げ	—	—	8,200円	—	—	1,300円	—	—
7年度の 引き上げ	—	—	5,300円	4,200円	—	—	—	—

※30年度から医療分の資産割を廃止。

2 保険料統一に向けた国及び県の動向

(1) 保険料水準統一加速化プラン第2版（令和6年6月26日：厚生労働省策定）

都道府県内の保険料水準の完全統一の時期

⇒ 令和15年度までに完全統一に移行することを目指しつつ、遅くとも令和17年度（令和18年度保険料算定）までの移行を目標とする

< 保険料水準統一加速化プラン（第2版）（抜粋） >

5. 保険料水準の統一のスケジュール

都道府県内の保険料水準を「完全統一」することを見据え、まずは、保険料水準の統一に向けた取組を加速化させる現行の国保運営方針期間中（令和6年度～11年度（令和12年度保険料算定まで））に、各都道府県における「納付金ベースの統一」を目指すとともに、現行の国保運営方針の中間見直し年度の前年（令和8年）に向けた取組の加速化を進める。

特に、現行の国保運営方針において納付金ベースの統一及び完全統一の目標年度を定めていない都道府県について、現行の国保運営方針の中間見直し年度の前年（令和8年）までに、目標年度の意思決定ができるよう取組を進める。

さらに、次期国保運営方針期間（令和12年度～令和17年度）を、納付金ベースの統一から完全統一に向けた移行期間とし、具体的には、全国において、次期国保運営方針期間（令和12～17年度）の中間年度（令和15年度）までに完全統一に移行することを目指しつつ、遅くとも令和17年度（令和18年度保険料算定）までの移行を目標とする。

(2) 第2期千葉県国民健康保険運営方針（令和6年3月：千葉県策定）

県内市町村の保険料水準の統一の具体的な目標年度 ⇒ 検討を行う

＜第2期千葉県国民健康保険運営方針（抜粋）＞

計画期間 R6 年度～R11 年度

2 市町村の標準的な保険料の算定方法及びその水準の統一

(2) 保険料水準の統一

イ 統一の進め方

将来的な保険料水準の統一に向け、まずは納付金の各市町村への配分に当たっての医療費水準の反映を令和7年度から段階的に減らし、令和11年度をもって医療費水準を全て反映しないこととする。(納付金ベースでの統一)

これと並行して、保険料水準の統一に向けた他の課題の解消にも取り組んでいく。また、保険料水準の統一の具体的な目標年度についても、検討を行う。

県は、保険料水準の統一を進めるに当たり、県内市町村等との間で開催する千葉県国民健康保険連携会議等を通じて協議を重ねるものとする。

(3) 千葉県の動向

- ・千葉県は現時点において、県内市町村の保険料水準統一の目標年度を定めていない。
- ・「第2期千葉県国民健康保険運営方針」の中間見直し（令和8年度中に見直し）において、完全統一の目標年度を記載する予定。

3 子ども・子育て支援金制度

(1) 子ども・子育て支援金制度について

国は、令和10年度までに3.6兆円の予算を充てる「こども・子育て支援加速化プラン」をとりまとめ、当該プランを賄う安定財源の一つとして「子ども・子育て支援金制度」の創設を含む法律が、令和6年6月12日に成立した。

令和8年度以降、保険者が医療保険の保険料等と合わせて被保険者から徴収し、支援納付金として国に納付する。

支援金は段階的に増額となり、国全体で令和8年度6,000億円、9年度8,000億円、10年度1兆円規模となる予定。

(2) 国民健康保険料について

国民健康保険料は、医療費の財源となる「医療分」、後期高齢者医療制度を支える財源となる「後期高齢者支援金分」、40歳から65歳未満の介護保険第2号被保険者の方が納める「介護分」の3区分から構成されている。

令和8年度からは、新たに、「子ども・子育て支援金」の賦課・徴収が必要となる。

(18歳未満の被保険者は、子ども・子育て支援金分の均等割が10割軽減される。)

(3) 被保険者への影響について（国の試算）

国の試算によると、国民健康保険の「加入者1人当たり支援金額（月額）」は、令和8年度が250円、9年度が300円、10年度が400円となる見込み。

(年間額 R8：3,000円、R9：3,600円、R10：4,800円)

子ども・子育て支援金に関する試算（厚生労働省資料より）

	加入者一人当たり支援金額（月額）		
	8年度見込	9年度見込	10年度見込
全制度平均	250円	350円	450円
被用者保険	300円	400円	500円
協会けんぽ	250円	350円	450円
健保組合	300円	400円	500円
共済組合	350円	450円	600円
国民健康保険	250円	300円	400円
後期高齢者医療制度	200円	250円	350円

4 標準保険料（千葉県算定）と本市の保険料の推移

令和7年11月10日に、仮係数による試算に基づく8年度の標準保険料率が千葉県より示された。なお、確定係数による試算結果は、令和8年1月上旬に示される予定である。

	令和7年度保険料率 ①			令和8年度標準保険料率 ②			差引 ②-①		
	応能	応益		応能	応益		応能	応益	
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
医療分（基礎賦課分）	5.55%	21,900円	28,800円	6.62%	25,636円	33,497円	1.07%	3,736円	4,697円
後期高齢者支援金分	2.82%	12,900円		2.89%	13,421円		0.07%	521円	
介護納付金分	2.36%	12,600円		2.84%	14,762円		0.48%	2,162円	
医療分＋後期分 ①	8.37%	34,800円	28,800円	9.51%	39,057円	33,497円	1.14%	4,257円	4,697円
医療分＋後期分＋介護分 ②	10.73%	47,400円	28,800円	12.35%	53,819円	33,497円	1.62%	6,419円	4,697円
子ども・子育て支援金（新設） ③				0.23%	1,781円		0.23%	1,781円	
①＋③	8.37%	34,800円	28,800円	9.74%	40,838円	33,497円	1.37%	6,038円	4,697円
②＋③	10.73%	47,400円	28,800円	12.58%	55,600円	33,497円	1.85%	8,200円	4,697円

※子ども子育て支援金の均等割は4月1日現在18歳未満の被保険者は全額軽減される「均等割」と18歳以上に賦課される「18歳以上均等割」の合算を記載しています。

<標準保険料>

標準保険料とは、国から示された係数や過年度の保険料収納見込みなどの個別の事情による数値をもとに、千葉県が算定した各市町村の一人当たりの標準的な保険料水準をいう。

千葉県から示された納付金を支払う財源は、保険料収入と交付金等になり、納付金額から交付金等の額を差し引いた額が、保険料収入で賄う額となる。

この保険料収入で賄う額を確保するために、理論的に算定された一人当たりの必要な保険料額を標準保険料といい、一人当たりの保険料（賦課総額を該年度の被保険者で除したもの）の額が、標準保険料の額に満たない場合、納付金を支払うために必要とされる保険料収入額が理論上不足していることになる。

◇ 千葉県算定の本市の標準保険料（1人あたり）の推移

		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
仮係数		102,002円	98,655円	112,381円	117,812円	122,536円	123,889円	127,901円	135,513円
確定係数		111,410円	108,908円	112,814円	114,780円	123,142円	125,426円	131,522円	135,969円
仮と確定の比較	差	9,408円	10,253円	433円	-3,032円	606円	1,537円	3,621円	456円
	率	9.22%	10.39%	0.39%	-2.57%	0.49%	1.24%	2.83%	0.34%
前年との比較(仮)	差	1,008円	-3,347円	13,726円	5,431円	4,724円	1,353円	4,012円	7,612円
	率	1.00%	-3.28%	13.91%	4.83%	4.01%	1.10%	3.24%	5.95%
前年との比較(確)	差	6,882円	-2,502円	3,906円	1,966円	8,362円	2,284円	6,096円	4,447円
	率	6.58%	-2.25%	3.59%	1.74%	7.29%	1.85%	4.86%	3.55%

※令和8年度の確定係数は過去の確定係数に基づき1人あたりの保険料を見込んだ。

※それぞれの係数の伸び率を比較するため「子ども支援分」は含まず推計を行った。

なお、令和8年度の仮係数が令和7年度と比べ高く出ており、確定係数も高く出る可能性があるため、以下のパターンでの推計も行った。

		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
仮係数		102,002円	98,655円	112,381円	117,812円	122,536円	123,889円	127,901円	135,513円
確定係数		111,410円	108,908円	112,814円	114,780円	123,142円	125,426円	131,522円	139,350円
仮と確定の比較	差	9,408円	10,253円	433円	-3,032円	606円	1,537円	3,621円	3,837円
	率	9.22%	10.39%	0.39%	-2.57%	0.49%	1.24%	2.83%	2.83%
前年との比較(仮)	差	1,008円	-3,347円	13,726円	5,431円	4,724円	1,353円	4,012円	7,612円
	率	1.00%	-3.28%	13.91%	4.83%	4.01%	1.10%	3.24%	5.95%
前年との比較(確)	差	6,882円	-2,502円	3,906円	1,966円	8,362円	2,284円	6,096円	7,828円
	率	6.58%	-2.25%	3.59%	1.74%	7.29%	1.85%	4.86%	6.24%

◇ 令和7年度の近隣市の保険料率との比較

令和7年度の近隣市の保険料率

団体	医療分			後期支援分		介護分		医療 + 後期		医療 + 後期 + 介護	
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等・平等割	所得割	均等・平等割
野田市	5.55%	21,900円	28,800円	2.82%	12,900円	2.36%	12,600円	8.37%	63,600円	10.73%	76,200円
市川市	7.50%	12,000円	20,400円	1.90%	8,800円	2.05%	13,600円	9.40%	41,200円	11.45%	54,800円
船橋市	6.67%	35,100円	0円	2.69%	10,700円	1.49%	11,500円	9.36%	45,800円	10.85%	57,300円
松戸市	7.62%	21,000円	18,000円	2.62%	12,000円	1.81%	15,000円	10.24%	51,000円	12.05%	66,000円
柏市	7.11%	29,340円	13,740円	2.64%	14,160円	2.12%	15,780円	9.75%	57,240円	11.87%	73,020円
流山市	7.30%	19,200円	15,600円	3.23%	12,700円	1.60%	12,600円	10.53%	47,500円	12.13%	60,100円
我孫子市	7.46%	24,000円	25,000円	3.85%	12,000円	2.04%	18,100円	11.31%	61,000円	13.35%	79,100円
鎌ヶ谷市	7.90%	18,500円	21,600円	2.78%	11,500円	1.74%	14,900円	10.68%	51,600円	12.42%	66,500円
浦安市	6.66%	17,400円	24,400円	2.60%	12,000円	1.80%	16,000円	9.26%	53,800円	11.06%	69,800円

令和7年度の近隣市の応能・応益比

団体	医療分			後期支援分		介護分	
	応能	応益		応能	応益	応能	応益
		所得割	均等割				
野田市	47.37	28.72	23.91	58.23	41.77	59.62	40.38
市川市	75.38	11.14	13.48	70.03	29.97	65.54	34.46
船橋市	58.13	41.87	—	64.77	35.23	54.02	45.98
松戸市	60.65	24.23	15.12	60.52	39.48	50.94	49.06
柏市	57.00	33.00	10.00	57.00	43.00	53.00	47.00
流山市	63.00	25.00	12.00	63.00	37.00	52.00	48.00
我孫子市	53.83	26.76	19.41	66.65	33.35	45.63	54.37
鎌ヶ谷市	61.18	21.89	16.93	61.63	38.37	48.26	51.74
浦安市	64.30	18.12	17.58	66.01	33.99	56.10	43.90
県標準	52.78	47.22	—	52.49	47.51	51.65	48.35

※県標準は令和8年度千葉県標準保険料率の仮係数から算出したもの

5 保険料引上げ額の検討

保険料統一に向けた国及び県の動向及び標準保険料（千葉県算定）と、本市の保険料の推移を踏まえ、標準保険料との乖離を解消するため試算を行った。なお、保険料の試算に当たっては、以下の点を踏まえて実施した。

(1) 医療分以外を標準保険料率に合わせる。

- ・ 保険料率の改定については、令和2年度までは低所得者に配慮しながら医療分で引下げを行い、後期支援分・介護分は標準保険料率に合わせて保険料率の見直しを行った。3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、医療分の均等割の引下げのみを行った。4年度及び5年度については、コロナ禍及び物価高騰の影響により、保険料率を据え置いた。
- ・ 令和6年度及び7年度については、交付金（基盤安定負担金）の効果を得るため、応益分を引き上げることとし、6年度は医療分と後期支援分の均等割で引上げを行い、7年度は医療分の均等割・平等割の引上げを行った。
- ・ 令和8年度以降は、令和2年度までの考え方に戻し医療分以外の保険料率は標準保険料率に合わせ、医療分の保険料率は見直しを行っていきたい。

<基盤安定負担金>

国民健康保険加入者の低所得世帯に対する保険料軽減分などを公費で負担することにより、国保財政の基盤安定を図るもので、「保険者支援分」と「保険者軽減分」の2種類がある。

・ 保険者支援分

中間所得者層の保険料負担を軽減することを目的に、保険料軽減となる低所得者数に応じ、平均保険料の一定割合を公費で負担(財源：国 1/2、県 1/4、市 1/4)する。

・ 保険者軽減分

保険料軽減の対象となる被保険者の保険料について、軽減相当額を公費で負担(財源：県 3/4、市 1/4)する。

(2) 医療分の応能分を上げることで影響が出る低所得者に配慮するため、応益分を調整し(下げ)ながら、所得割を引き上げる。

- ・これまで応益分を引き上げてきた理由は、交付金(基盤安定負担金)により、引き上げることによって保険料賦課額以上の効果が得られるためである。
- ・引き続き、応益分を引き上げてしまうと、
 - ⇒ ・標準保険料との乖離が再度発生し、保険料水準の統一をした際に、再度大幅な影響者が出てしまう。
 - ・東葛9市内でも応益分が上位になっており、低所得世帯(軽減の該当にならない世帯も含む)の負担が増してしまう。中間所得者世帯の影響は少ない。

(3) 令和15年度までの引上げ額の推計は、8年間(R8~R15)で均等に引き上げる。

- ・県から示される標準保険料率から15年度の一人当たり保険料を推計し、均等に引上げを行う。
- ・ただし、標準保険料の係数に基づき毎年見直しを行う。

(4) 令和8年度は子ども子育て支援分が新設されるため、急激な引上げにならないように検討する。

- ・令和8年度の子ども子育て支援金分は、被保険者1人1か月当たり250円(年間3,000円)、9年度は300円(年間3,600円、前年度比+600円)、10年度は400円(年間4,800円、前年度比+1,200円)とされている。

<令和8年度の保険料引上げ額のパターン>

(1) 過去の確定係数の伸び率で推計した場合の検討

- ・ 令和7年度の本市の一人当たりの保険料は 101,672 円
令和15年度の標準保険料は 165,434 円 ⇒ 差額：68,762 円(乖離分)

(1)の引上げパターン1

15年度時点の乖離分を8年で除算し、8年度の支援分を加算する。

15年度時点の乖離分 63,762 円 ⇒ 約 64,000 円 ÷ 8 年 = 8,000 円 … A

8年度の子ども支援分 3,000 円 … B

A + B = 11,000 円 ⇒ 急激な引上げとなってしまう。

(1)の引上げパターン2

15年度時点の乖離分に8年度の子ども支援分を加算し、8年で除算する。

15年度時点の乖離分 63,762 円 ⇒ 約 64,000 円 ÷ 8 年 = 8,000 円 … A

8年度の子ども支援分 3,000 円 ÷ 8 年 = 375 円 … B

A + B = 8,375 円 ⇒ 急激な引上げを抑制できる。

(2) 確定係数が高く出た場合の検討

- ・ 令和7年度の本市の一人当たりの保険料は 101,672 円
令和15年度の標準保険料は 179,108 円 ⇒ 差額：77,436 円(乖離分)

(2)の引上げパターン1

15年度時点の乖離分を8年で除算し、8年度の支援分を加算する。

15年度時点の乖離分 77,436 円 ⇒ 約 77,500 円 ÷ 8 年 = 9,700 円 … A

8年度の子ども支援分 3,000 円 … B

A + B = 12,700 円 ⇒ 急激な引上げとなってしまう。

(2)の引上げパターン2

15年度時点の乖離分に8年度の子ども支援分を加算し、8年で除算する。

15年度時点の乖離分 77,436 円 ⇒ 約 77,500 円 ÷ 8 年 = 9,700 円 … A

8年度の子ども支援分 3,000 円 ÷ 8 年 = 375 円 … B

A + B = 10,075 円 ⇒ 急激な引上げを抑制できる。

次回の運営協議会において、令和8年1月上旬に千葉県から示される確定係数に基づいた保険料パターンをお示しし、委員の皆様にご審議いただきたい。

6 今後のスケジュール

令和8年1月上旬	千葉県が、確定係数に基づく算定結果を市町村に提示 (納付金、標準保険料率)
令和8年1月29日	令和7年度第3回野田市国民健康保険運営協議会 【議案】 ・ 令和8年度国民健康保険料等について (確定係数の結果に基づく引上げパターンの検討) ・ 令和8年度野田市国民健康保険特別会計予算(案)について ・ その他